

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

愛媛県知事

公表日

2026/1/26

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の自立支援給付に関する事務
②事務の概要	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」)に基づき、精神疾患(てんかんを含む。)を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うため、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定・受給者証の交付等を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは次の業務に使用している。(1)自立支援医療費(精神通院医療)の申請に対する審査・支給認定(却下)、(2)認定後の受給者証の交付(再交付)、(3)支給認定内容の変更・申請内容の変更、(4)他の法令による給付との調整、(5)支給認定の取消し、(6)受給者証の返還の請求</p> <p>上記事務に当たっては、番号法の別表第二に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を行う。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <p>・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民はマイナポータルを介して、地震の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	精神障害者通院公費負担システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ Public Mediccal Hub(PHM)
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者通院公費負担システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表百十七 番号法19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十二、四十四、七十五、八十、百二十五、百二十七、百四十六、百五十五、百六十一</p> <p><情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百四十四、百四十五、百四十六、</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244
	【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455
	東予地方局総務県民課 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300
	東予地方局農業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322
	東予地方局今治支局総務県民室 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500
	中予地方局総務県民課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132 089-941-1111
	久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210
	大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121
	南予地方局八幡浜支局総務県民室 〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜1丁目3番37号 0894-22-4111
	西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3 0894-62-1331

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課精神保健係 089-912-2403
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数(は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・原則として申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 ・やむを得ず住基ネットによりマイナンバーを取得する場合は、4情報による照会を原則としている。 ・マイナンバーを業務システム等へ登録する際は、複数人での確認を行っている。

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	端末の適切な管理のほか、ユーザー認証による管理等を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月21日	I 7 請求先 茨城土木事務所	茨城県南宇都宮市南町御坂平城3046	茨城県南宇都宮市南町御坂平城3040	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
平成31年2月1日	所事業管理課住所	茨城県西子城市宇和町卯之町4丁目445	茨城県西子城市宇和町卯之町5丁目175番地3	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
平成31年2月1日	I-5-② 課長 竹内 哲	課長	課長	事後	30円削減23ヶ月未定額個人情報保護指針第一部を変更する件(改訂並びに施行について)による様式変更。
平成31年2月1日	IV	—	項目新規追加	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和2年3月21日	I 7 請求先 四国中央土木事務所用地管理課住所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番53号	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第15条に基づき見直しを行ったため。
令和2年3月21日	II 1 計数時点	平成27年8月1日	令和2年3月1日	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和2年3月21日	II 2 計数時点	平成27年8月1日	令和2年3月1日	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和2年9月1日	II 2 計数時点	令和2年3月1日	令和2年9月1日	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第15条に基づき評価再実施を行ったため。
令和2年9月1日	I 7 請求先 企画振興部政策局広報広聴課	企画振興部政策企画局広報広聴課	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第15条に基づき評価再実施を行ったため。	
令和2年9月1日	I 7 請求先 西予土木事務所事業管理課	西予土木事務所用地管理課	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第15条に基づき評価再実施を行ったため。	
令和3年3月31日	I-4-② 番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項	番号法第19条第8号 別表第二の56の2の項	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。	
令和4年3月31日	I-4-② 番号法第19条第7号 別表第二の108の項	番号法第19条第8号 別表第二の108の項	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。	
令和4年3月31日	II-1 令和2年3月31時点	令和4年3月31時点	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。	
令和4年3月31日	II-2 令和2年9月1日時点	令和4年3月31時点	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。	
令和4年3月31日	I 7 請求先 東予地方局農業振興課(西条第二庁舎)	東予地方局農業振興課(西条第二庁舎)	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。	
令和6年3月31日	II 1 計数時点	令和4年3月31時点	令和6年3月31時点	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和6年3月31日	II 2 計数時点	令和4年3月31時点	令和6年3月31時点	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条第1号、4号	番号法別表百十七	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	I 4 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二の56の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第30条第1号	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 第四十二、四十四、七十五、八十、百二十五、 百二十七、百四十六、百五十五、百六十一 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 第四十、百廿五、百四十六	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	II 1 計数時点	令和4年3月31時点	令和7年2月28時点	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	II 2 計数時点	令和4年3月31時点	令和7年2月28時点	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	III 8 人手を介在させる作業	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二の108の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第55条第3、4号	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 第四十、百廿五、百四十六	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年2月28日	III 11 最も優先度が高いと考えられる対策	無	無	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき見直しを行ったため。
令和7年12月1日	I 1 事務の概要	路	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携システム>	事後	新たな事務を追加したため
令和7年12月1日	I 1 3システムの名称	精神障害者通院公費負担システム、団体内統一 精神障害者通院公費負担システム、団体内統一 番号法別表百十七	精神障害者通院公費負担システム、団体内統一 番号法別表百十七	事後	新たな事務を追加したため
令和7年12月1日	I 3個人番号の利用	番号法別表百十七	番号法別表百十七	事後	新たな事務を追加したため
令和7年12月1日	IVリスク対策 4. 特手個人情報 委託しない	十分である	十分である	事後	新たな事務を追加したため
令和7年12月1日	II 1 計数時点	令和7年4月1日	令和7年12月1日	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第14条に基づき再評価を行ったため。
令和7年12月1日	II 2 計数時点	令和7年4月1日	令和7年12月1日	事後	特定個人情報保護評価に間する規則第15条に基づき再評価を行ったため。